

京都市告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年1月11日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社フォル ト	居宅介護, 重度 訪問介護, 同行 援護	訪問介護事業所 ブルク 2610101368	京都市北区上賀 茂藤ノ木町21 番地2	令和3年12月 31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)